

# 入札説明書

## 「令和 7 年度川崎市学校給食センター産業廃棄物 （専ら物）収集運搬業務委託」

令和 7 年 2 月 1 4 日 公示分

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和7年度川崎市学校給食センター産業廃棄物（専ら物）収集運搬業務委託

### (2) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 概要

川崎市学校給食センターから排出される、専ら物（缶・ビン・食缶・食具等）を収集し、川崎市指定の処理場まで運搬する業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」・種目「産業廃棄物収集」で登録が予定されている者。（ただし落札決定にあたっては、実際に登録されていることを要します。）

(3) 入札期日及び履行期間の始期において有効な川崎市（神奈川県）の産業廃棄物収集運搬業許可証を有していること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

### (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔中学校給食〕 新担当

イ 閲覧期間 令和7年2月14日（金）～令和7年2月25日（火）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

### (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページの「令和7年度川崎市学校給食センター産業廃棄物収集運搬業務委託受託事業者募集について」（アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000173604.html>）

イ 閲覧期間 令和7年2月14日（金）～令和7年2月25日（火）

## 4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。また、提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。

### (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔中学校給食〕：新担当

電 話：０４４－２００－０３５９（直通）

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。）

入札説明書、競争参加申込書は、上記３（２）アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

上記３（１）イに同じ。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

上記３（２）アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

ダウンロードできない場合は、上記（１）の場所で上記３（１）イの期間に配布します。

イ 入札期日及び履行期間の始期において有効な川崎市（神奈川県）の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

許可証の更新手続中にあつては、許可の更新が受理され、その効力を有することを証明する書類の写しを提出してください。

(4) 提出方法

持参または書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和７年２月２１日（金）必着とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記（１）の場所とします。

ウ 競争参加申込書に記入する入札参加希望者の所在地・商号又は名称・代表者の職・氏名は、川崎市に業者登録を行った内容と同一としてください。登録内容と相違がある場合は、入札参加資格の剥奪、入札の無効等の扱いとなる場合があります。

5 資料の縦覧

３（１）アの場所、３（１）イの期間で縦覧に供します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者に、令和７年２月２７日（木）までに、令和７・８年度「業務委託有資格業者名簿」に登録している電子メールアドレスあて、電子メールを送信します。

7 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参

加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記４（１）宛に持参又は電子メールの送信をしてください。電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。電話・FAXによる問合せは一切応じません。

なお、質問書は、上記３（２）アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

イ 質問受付期間

令和７年２月２７日（木）～令和７年３月５日（水）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前８時３０分～正午、午後１時００分～午後５時００分

(2) 回答

ア 回答予定日 令和７年３月１０日（月）

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メールを送信します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書について、虚偽の申請をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札、開札の場所及び日時

ア 日時 令和７年３月１４日（金）午前１１時１０分

イ 場所 川崎市川崎区東田町５番地４

川崎市役所第３庁舎 ７階会議室

(2) 入札の方法、金額等

ア 所定の入札書により入札してください。また、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（別途作成が必要となる委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 本件は単価契約となりますが、入札金額は、【缶】【ビン】【食缶・食具等】各々の１kgあたりの単価×予定数量から算出される総額としますので、入札書にはそれぞれの単価及び総額（税抜き）を記載してください。なお、この金額には契約期間内の業務に際して必要となる費用、各種書類作成作業等に係る一切の費用を含め見積る

ものとしします。契約額は見積内訳書に記載された単価となり、支払金額は単価×実績数量×消費税相当額の総額となります。また、予定数量はあくまで予定であり、当該数量を保証するものではありません。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者としします。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効としします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人としします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

## 10 契約手続き等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要としします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情

報」 (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

#### 1 1 その他

- (1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は4 (1) に同じです。
- (4) 排出量の推移は以下のとおりです。

| 排出量(実績)<br>単位：k g | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 金属くず(缶)           | 3 8 0 | 5 1 0 | 4 3 0 |
| ガラスくず<br>(ビン)     | 1 4 0 | 1 7 0 | 1 1 0 |

※令和6年度の排出量は、4月から12月分です。

※【食缶・食具等】は令和7年度からの追加項目となります。

- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。